

部店	顧客コード	扱者
.....

外国 PEPs 申告書

(外国政府等において重要な公的地位にある方等 (外国 PEPs) に該当するかの確認)

当社では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、現在または過去において「外国政府等において重要な公的地位を占める者」または、そのご家族に該当するかを申告して頂きます。外国 PEPs に該当する場合には、取引に際して厳格な取引時確認が必要になります。

お客さまは、以下の①～④に該当しますか (□に✓をお願いします)

<input type="checkbox"/> いいえ	「はい」とお答えになったお客さまは、下記のいずれに該当するか具体的にお答えください。 ()
<input type="checkbox"/> はい	

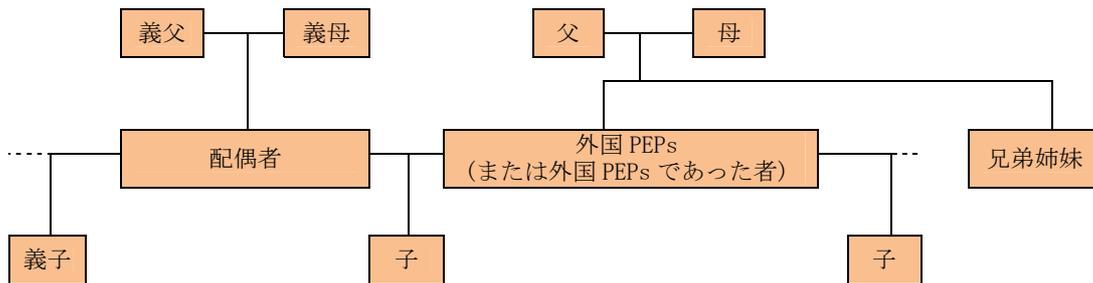
(1) 外国 PEPs (重要な公的地位にある者) に該当する方は次のとおりです。

- ① 外国の元首
- ② ・外国において下記の職にある方
 - ・我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - ・我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - ・我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - ・我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
 - ・我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - ・中央銀行の役員
 - ・予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
- ③ 過去に①または②であった方
- ④ ①～③の家族

* 外国 PEPs の対象には、国連等の国際機関 (条約締結権を有するメンバー国間の正式な政治協定により設立された団体)、および日本国政府等において重要な公的地位を有する者は含まれません。

* 退任後の経過期間の定めはありません。

(2) 外国 PEPs (重要な公的地位にある者の) のご家族の範囲は次のとおりです。



上記の記載事項については、事実と相違ありません。また、今後申告内容に変更が生じた場合はすみやかに届け出ます。

年 月 日

氏 名

⑨

* * * 社 用 欄 *

部店長	内部管理者	印鑑照合	扱者	受入日